

農地法第 3 条の規定による許可申請書（別添）

I 一般申請記載事項

<農地法第 3 条第 2 項第 1 号関係>

- 1－1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用状況 ※「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の 2 親等内の親族をいいます。

所有地		農地面積 (㎡)	田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (㎡)
	自作地					
	貸付地					
		所在・地番	地 目		面積(㎡)	状況・理由
			登記簿	現況		
	非耕作地					

所有地以外の土地		農地面積 (㎡)	田	畑	樹園地	採草放牧地面積 (㎡)
	借入地					
	貸付地					
		所在・地番	地 目		面積(㎡)	状況・理由
			登記簿	現況		
	非耕作地					

- (記載要領)
- 1 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記載してください。
なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の括弧書に該当する土地です。
- 2 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記載するとともに、その状況・理由として、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～であることから条件不利地であり、〇年間休耕中であるが、草刈り・耕起等の農地としての管理を行っている」等耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載してください。
農地以外の土地については記入しないでください。

1－2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況，農作業に従事する者の数等の状況

(1) 作付（予定）作物，作物別の作付面積

	田	畑			樹園地			採草放牧地
作付（予定）作物								
権利取得後の面積（㎡）		（ ）	（ ）	（ ）				

※ 二毛作等を行う場合は，主な作付作物以外の面積についてはかっこ書きで記入します。

(2) 大農機具，又は家畜

種類 数量					
確保しているもの	所有				
	リース				
導入予定のもの (資金繰りについて)	所有				
	リース				

(記載要領)

- 「大農機具」とは，トラクター，耕うん機，自走式の田植機，コンバイン等です。「家畜」とは，農耕用に使役する牛，馬等です。
- 導入予定のものについては，自己資金，金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記載してください。

(3) 農作業に従事する者

① 権利を取得しようとする者が個人である場合には，その者の農作業経験等の状況 農作業歴〇〇年，農業技術修学〇〇年， その他（ ）	
② 世帯員等その他 常時雇用している 労働力(人)	現在： 人（農作業経験状況： ）
	増員予定： 人（農作業経験状況： ）
③ 臨時雇用労働力 (年間延人数)	現在： 人（農作業経験状況： ）
	増員予定： 人（農作業経験状況： ）
④ ①～③の者の住所地，拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間 (k m) (時間)	

＜農地法第3条第2項第2号関係＞（権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合のみ記載してください。）

2 その法人の構成員等の状況（別紙に記載し、添付してください。）

＜農地法第3条第2項第3号関係＞

3 信託契約の内容（信託の引受けにより権利が取得される場合のみ記載してください。）

--

＜農地法第3条第2項第4号関係＞（権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記載してください。）

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況（世帯員等とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。）

農作業に従事する者の氏名	年齢	主たる職業	権利取得者（世帯員等）は	農作業への年間従事日数	備考

（記載要領）

備考欄には、農作業への従事日数が年間150日に達する者がいない場合に、その農作業に従事する者が、その行う耕作又は養畜の事業に必要な行うべき農作業がある限りこれに従事している場合は○を記載してください。

＜農地法第3条第2項第5号関係＞

5 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者（賃借人等）が、その土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに印を付してください。

☐ 賃借人等又はその世帯員等の死亡等によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合である。

☐ 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。

☐ 農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合である。

☐ その土地を水田裏作（田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培すること。）の目的に供するため貸し付けようとする場合である。
（表作の作付内容＝ ，裏作の作付内容＝ ）

☐ 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

<農地法第3条第2項第6号関係（地域との調和要件）>

6 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を記載してください。

（例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障，農薬の使用方法的の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記載してください。）

--